

主 催：愛媛県信用漁業協同組合連合会

第26回「えひめ水産業WEBセミナー」

日 時：令和6年7月30日（火） 15：00～16：30

次 第

1. 開会

2. 講演「漁業分野の外国人材受け入れの制度と留意点について」

行政書士 永易 里香 氏

3. 閉会

留意事項

1. 受講中は、「カメラ OFF、マイク OFF」にして頂きますようお願い致します。
2. 通信環境によっては、**映像及び音声**が途切れる場合があります。
3. 受講後は、**アンケート**にご協力願います。

※当会ホームページ（オンラインセミナー）に、アンケートの入力ボタンをご準備しております。

4. **本セミナーの受講内容は録画しており、見逃した方に向けて、後日当会ホームページにて配信する予定ですので、ご了承ください。**



浜鯛長（はまたいちょう）

●浜鯛長

愛媛県JFマリンバンクのイメージキャラクター。
愛媛県では瀬戸内の鯛、愛鯛といった名称やキャッチコピーで赤く綺麗な鯛を生産していますので、そこから生まれたキャラクター。

●特 徴

漁師を引っ張る浜の隊長であり、鯛の王様という意味の名称。
漁師の前掛けをイメージした腰巻にある「喜」という文字は、皆様に消費していただいた魚の骨の絵です。

漁業分野の外国人材受け入れの 制度と留意点について

愛媛県行政書士会

行政書士 永易 里香

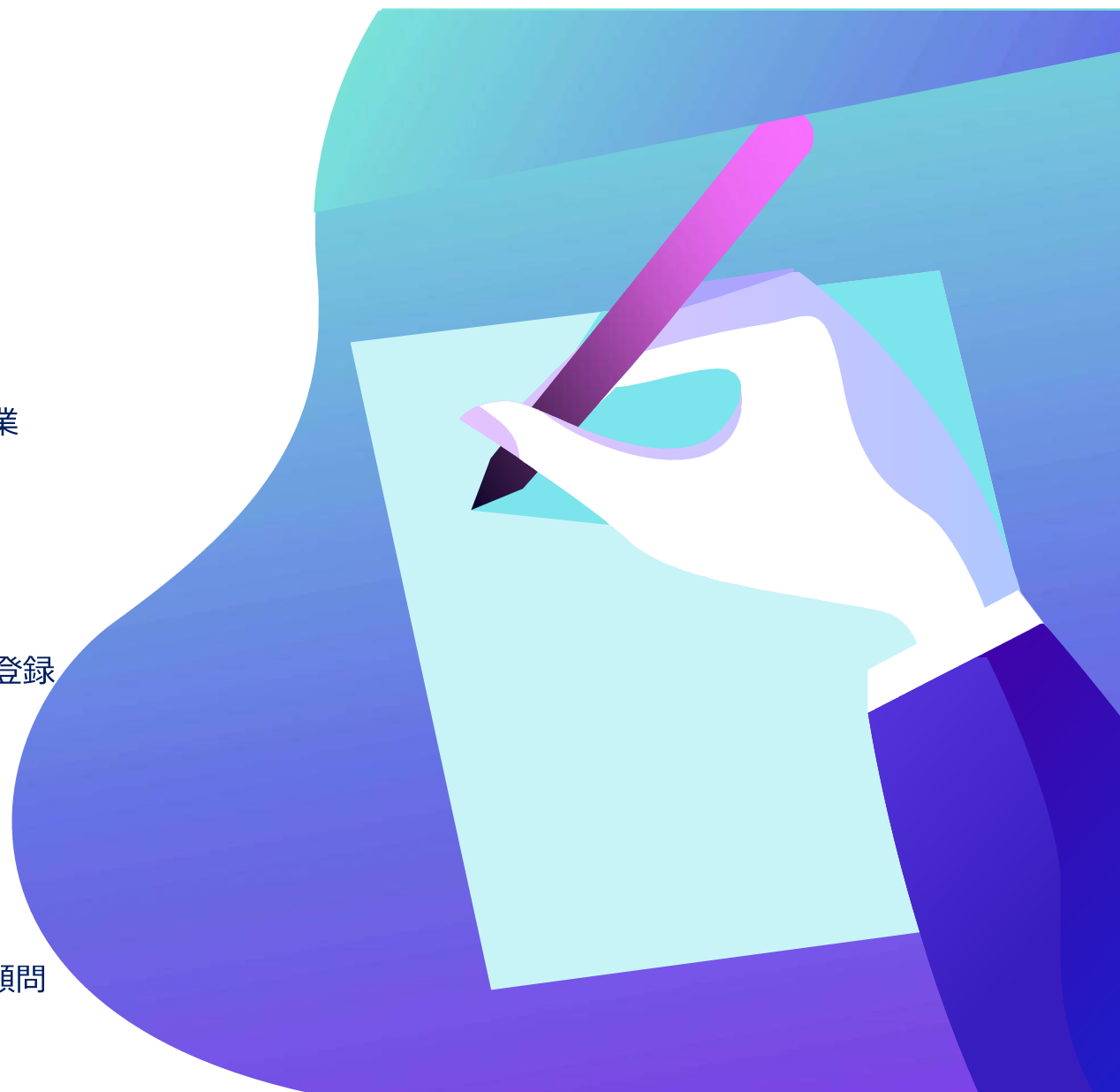
(ゆづき行政書士事務所)





自己紹介

- 行政書士 永易 里香（ながやす りか）
- 【経歴】市役所勤務後，行政書士事務所を開業
- - 外国人・国際業務を専門とする。
 - 特定技能外国人の登録支援として入管庁に登録
 - 行政書士のための実務研修
 - 外国人を始めて採用された事業所への研修
 - 採用された外国人に対するガイダンス
 - 外国人を採用した事業所・登録支援機関の顧問



検討：仕事と技能

どんな仕事をさせるか？ 必要な技能は？



検討：経営と将来（育成）

必要なポジションと将来像



検討：お金

外国人を採用するときにかかる費用
外国人を採用した後，月々かかる費用



検討：ビザ（外国人）

外国人の在留資格と手続き



検討：受入体制

教育・言語・生活支援



外国人の雇用

1.日本で働くために必要な 外国人の在留資格

在留資格

○「在留資格」は、外国人が日本で行うことができる活動等をあらわすものです。
法務省（出入国在留管理庁）が外国人を審査して許可します。

在留カード

日本国政府 GOVERNMENT OF JAPAN	在留カード RESIDENCE CARD	番号 AB12345678CD No.
氏名 NAME	TURNER ELIZABETH	
生年月日 DATE OF BIRTH	1985年12月31日 Y M D	性別 女 F. 国籍・地域 米国 SEX NATIONALITY/REGION
住居地 ADDRESS	東京都千代田区霞が関1丁目1番1号霞が関ハイツ202号	
在留資格 STATUS	留学 Student	
就労制限の有無	就労不可	
在留期間（満了日） PERIOD OF STAY (DATE OF EXPIRATION)	4年3月（2023年07月01日） Y M Y M D	
許可の種類	在留期間更新許可（東京出入国在留管理局长） ◇MOJ◇	
許可年月日	2019年04月01日	交付年月日 2019年04月01日
このカードは 2023年07月01日まで有効です。 PERIOD OF VALIDITY OF THIS CARD		

見本・SAMPLE

住居地記載欄		
届出年月日	住居地	記載者印
2019年4月1日	東京都港区港南5丁目5番30号	東京都港区長
資格外活動許可欄		
在留期間更新等許可申請欄		
許可: 原則週 28 時間以内・風俗営業等の従事を除く		
在留資格変更許可申請中		

在留資格の種類

在留資格				
就労できる資格			就労できない資格	
就労できる業務が 限定されている資格		就労制限が ない資格	上陸許可基準 あり	上陸許可基準 なし
上陸許可基準 あり	上陸許可基準 なし	永住者 日本人の配偶者等 永住者の配偶者等 定住者 特別永住者 * 身分資格	留学 研修 家族滞在 特定活動の一部	文化活動 短期滞在 特定活動の一部
経営・管理 法律・会計業務 医療、研究、教育、興行、 介護、高度専門職 技術・人文知識・国際業務 企業内転勤、技能 特定活動の一部、 技能実習、特定技能	外交 公用 教授 芸術 宗教 報道 特定活動の一部		留学・家族滞在等 「資格外活動許可」(包括許可)により 週28時間までのアルバイト可能	

2.漁業に関する「在留資格」

技能実習

特定技能

1号

2号

目 的

国際協力

即戦力の労働力確保

在留期間

最長5年

最長5年

制限なし

転籍（転職）

原則3年は不可

可

家族帯同

×

×

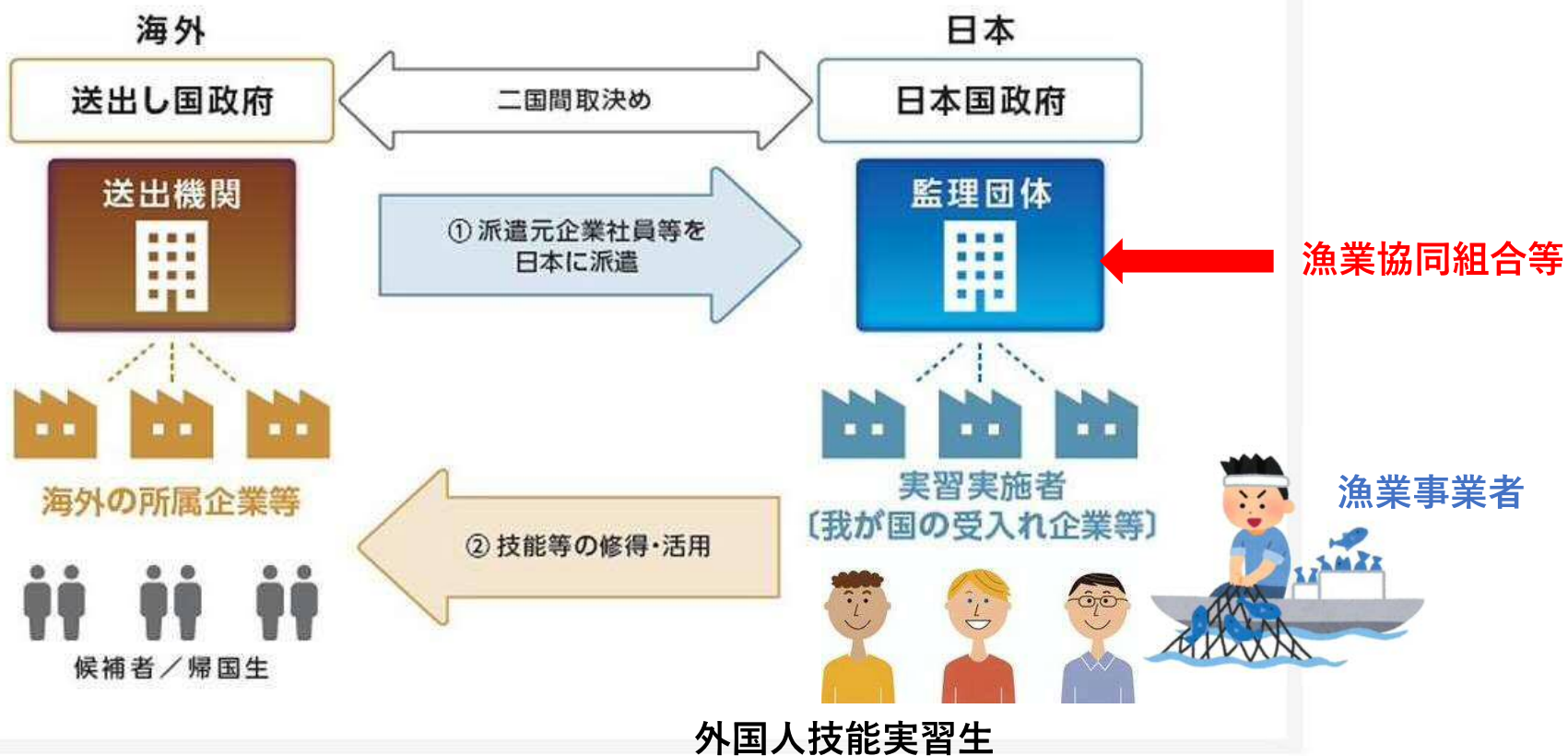
○

3.在留資格「技能実習」と 「特定技能」

技能実習

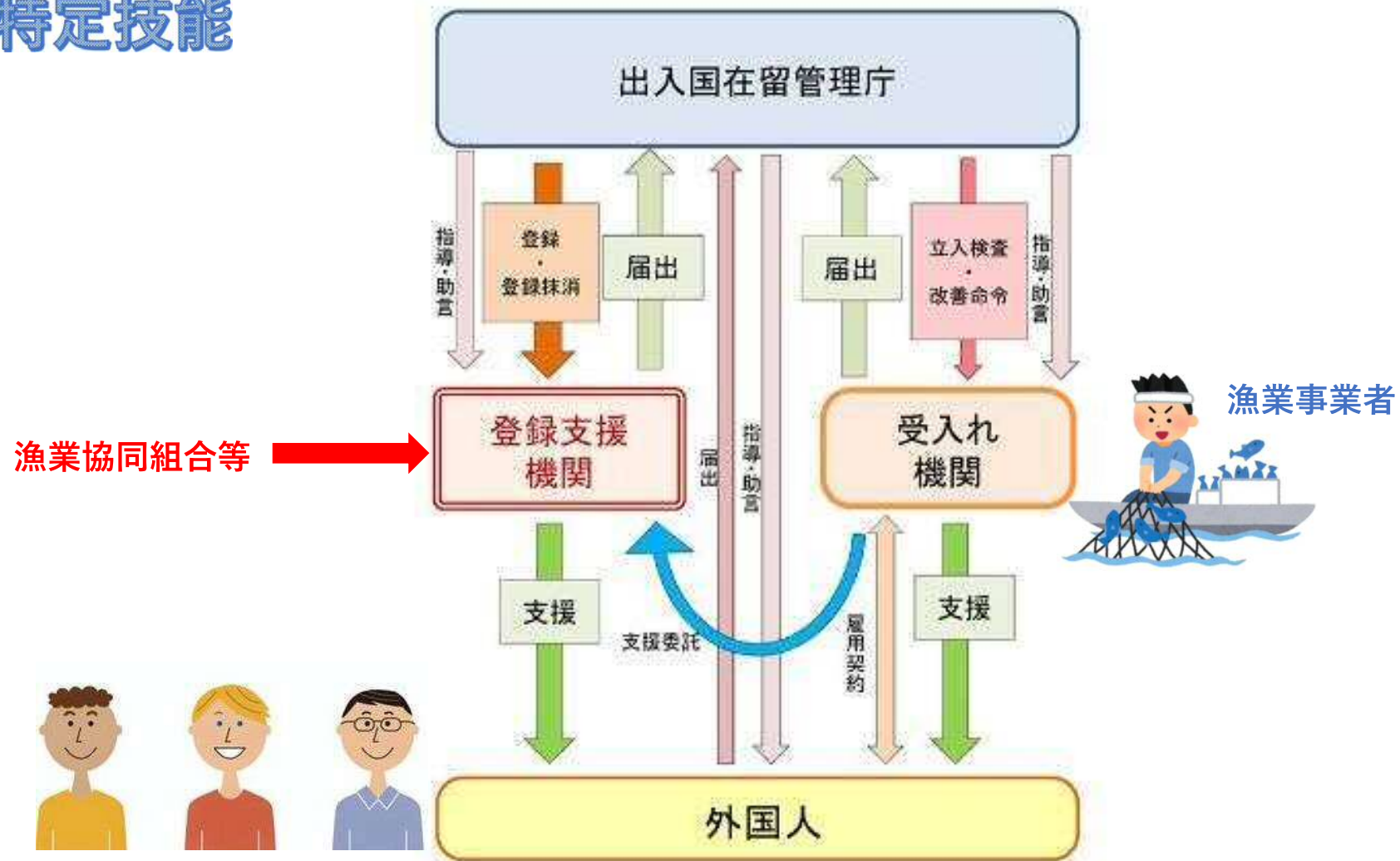
団体監理型

事業協同組合や商工会等の営利を目的としない団体（監理団体）が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等（実習実施者）で技能実習を実施する方式

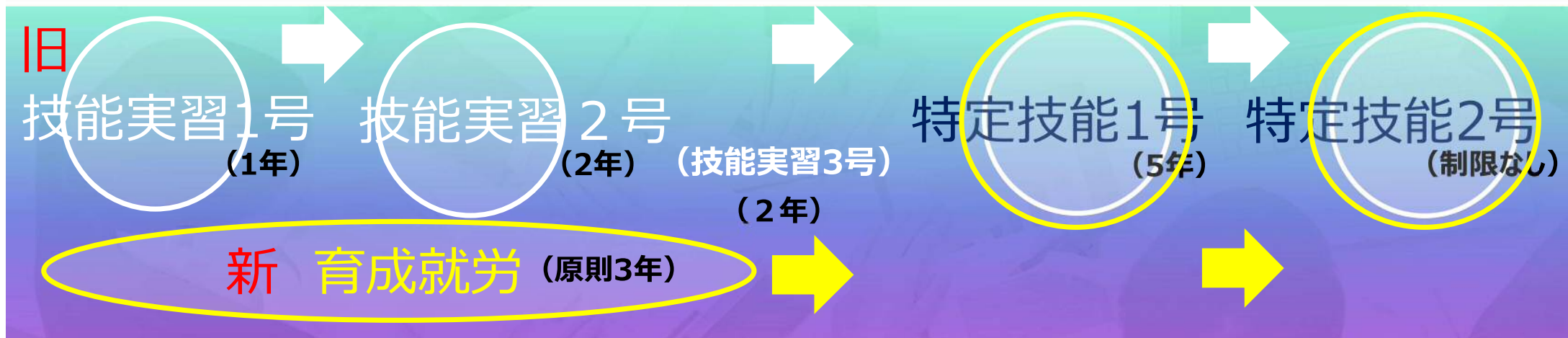


JITCO（公益財団法人国際人材協力機構）

特定技能



キャリアプラン（外国人労働者の育成と活用）



1年

2年

最長5年

制限なし

技能実習2号へ移行前

技能評価試験

特定技能へ移行時

技能評価試験受験

特定技能2号へ移行時

特定技能2号評価試験

または、日本語・特定技能評価試験

	旧 技能実習	新 育成就労	特定技能	
			1号	2号
目 的	国際協力	労働力確保・人材育成	即戦力の労働力確保	
在留期間	最長5年	3年	最長5年	制限なし
転籍（転職）	原則3年は不可	同じ分野なら1～2年で可	可	
家族帯同	×	×	×	○

技能実習制度と育成就労制度の比較（「政府対応方針」による補完を含む）

2027年までに施行

項目	技能実習（現行）	育成就労（新）
転職（転籍）	やむを得ない場合（柔軟化・明確化）を除き、認められない	1年～2年経過で希望により転職できるルール
期 間	1号（1年）、2号（2年）、3号（2年）	基本3年以内
目 的	人材育成を通じた国際貢献	人材育成と人材確保
仕事・職務	作業単位で技能を学ぶ	産業単位で雇用者に労働提供する
日本語要件	なし	あり（語学力を見る基準も）
出身国要件	なし	日本と送出し国で合意・協定が原則必要
前職要件	あり	なし
帰国後の 技能活用	復職または送出機関が技能を活用できる就職先をあっせんすることが求められる	なし
産業別方針	なし	産業（&地域）政府方針あり

JITCO（公益財団法人国際人材協力機構）

4.漁業分野の特定技能

早わかり!

特定技能制度とは その1



どんな制度?

特定技能制度は、深刻な人手不足の状況に対応するため、一定の専門性・技能を有した即戦力となる外国人材（特定技能外国人）を雇用できる制度です。（P.6）



特定技能外国人って何?

一定の専門性・技能を有していると認められ、在留資格「特定技能」を付与された外国人を指します。



在留資格「特定技能」には、1号と2号の2種類があります。



どんな漁業種類で使えるの?

全ての漁業・養殖業種類で利用可能です。制度を利用するには、漁業特定技能協議会へ加入する必要があります（P.7、16）。



誰が特定技能制度を利用できるの?

一定の基準を満たせば、外国人材を受け入れたことがない方でも利用することができます（P.9）。



特定技能1号で外国人材を受入れたいけど、受け入れる外国人材に条件はあるの?

特定技能1号では、技能実習2号修了者 又は 技能・日本語能力の水準を満たした方が該当します（P.8）。



特定技能1号の受入れには、特定技能外国人に対する各種支援が必要です（P.14）。



早わかり!

特定技能制度とは その2



雇用期間や雇用形態、給料などの待遇は?

周年雇用でも、繁忙期・漁期など季節雇用でも可能です。在留期間は、特定技能1号で通算5年までとなっていますが、特定技能2号は上限はありません (P.10)。

特定技能外国人はフルタイムで業務に従事する必要があり、パート・アルバイトはできません (P.13)。

日本人が従事する場合と同等以上の報酬額を支払うことが求められるほか、待遇面で差別的な扱いは認められません (P.13)。



特定技能外国人はどんな業務に従事できるの?

特定技能の業務区分が「漁業」の場合は全ての漁業に、「養殖業」の場合は全ての養殖業に従事できます (P.11)。

加えて、自家生産物の加工や販売など日本人が通常従事するものであれば、関連業務に付随的に従事できます (P.11)。



受入れにはどんな手続きが必要ですか?

受入れには、漁業特定技能協議会への申請 (初回のみ) 及び、地方出入国在留管理局への申請が必要です (P.12、17)。

受入れ後も各種届出の義務があります。届出をしなかったり、受入側の責めに帰す理由による失踪者を出せば、受入れ停止などの処分の対象となります (P.24)。

早わかり！

特定技能制度とは その3



特定技能2号って何？

特定技能2号は、管理者等として熟練した技能を有する外国人が対象になる在留資格です（P.25）。



令和5年6月9日の閣議決定により、漁業分野でも、在留資格「特定技能2号」での外国人材の受け入れが可能になりました（P.6）。



特定技能2号になるための外国人材の条件は？

受け入れる外国人材は、日本国内での漁業・養殖業の実務経験（2年以上）に加え、2号漁業技能測定試験と日本語能力試験（N3以上）に合格する必要があります（P.25）。



特定技能2号は、在留期間の制限がなくなつたと聞きましたが本当ですか？

在留期間に上限はなく、要件を満たせば配偶者、子どもの帯同も認められます（P.25）。



特定技能2号で求められる漁業実務経験にはどのようなものが含まれるの？

例えば「漁業」では、漁船法上の登録を受けた漁船において、操業を指揮・監督する者（船長、漁労長等）の補佐、もしくは、自らも作業を行いながら他の作業員を指導し工程を管理する者としての経験を2年以上有する者が該当します。



この実務経験には、特定技能1号での経験は含まれますが、技能実習での経験は含まれませんのでご注意ください（P.26）。

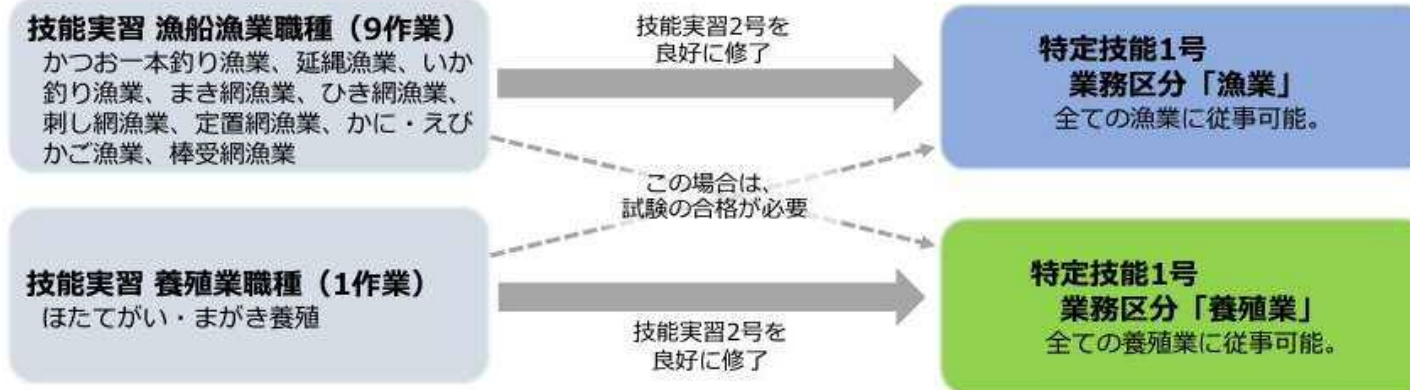
「特定技能 1 号」を受け入れるには

- 「特定技能 1 号」で外国人材を受け入れる場合、受け入れる外国人材は下記の①又は②どちらかの条件を満たす必要があります。

① 次の試験に合格した者

- ✓ 1号漁業技能測定試験
 - ➡「漁業」と「養殖業」の2つの試験区分があります。※試験実施予定は、水産庁HP等にて公表します。
<https://www.ifa.maff.go.jp/j/kikaku/tokuteiginou.html>
- ✓ 国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）
又は日本語能力試験（JLPT）N4以上

② 漁業分野の技能実習 2 号を良好に修了した者※（上記①の試験が免除）



※技能実習を2年10か月以上修了し、技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格した者などを指します。

 運用要領 第1、運用要領別冊 第2

特定技能外国人を受け入れることができる条件

➤ **特定技能外国人の受入れ機関は、以下の基準を満たす必要があります。**

- ①労働、社会保険及び租税に関する法令を遵守していること
- ②1年以内に特定技能外国人と同種の業務に従事する労働者を非自発的に離職させていないこと
- ③1年以内に受入れ機関の責めに帰すべき事由により、外国人の行方不明者を発生させていないこと
- ④欠格事由（5年以内に出入国・労働関係法令違反がないこと等）に該当しないこと
- ⑤特定技能外国人の活動内容に係る文書を作成し、雇用契約終了日から1年以上備えて置くこと
- ⑥特定技能外国人等が保証金の徴収等をされていることを受入れ機関が認識して雇用契約を締結していないこと
- ⑦受入れ機関が違約金を定める契約等を締結していないこと
- ⑧支援に要する費用を直接又は間接に特定技能外国人に負担させないこと
- ⑨労働者派遣の場合は、派遣先が①～④の基準に適合すること
- ⑩労災保険関係の成立の届出等の措置を講じていること
- ⑪雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていること
- ⑫報酬を預貯金口座へ振込等により支払うこと

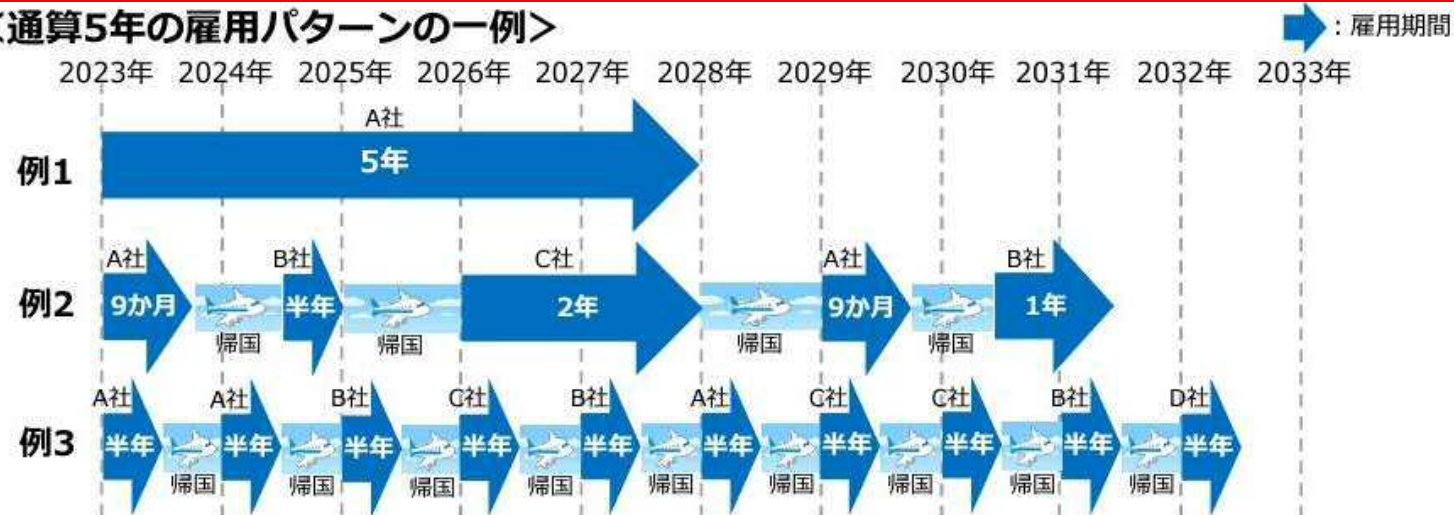


これまでに技能実習生等の外国人材の受入れ経験がなくても、特定技能制度を利用して特定技能外国人を雇うことができます。

特定技能外国人の雇用可能期間

- 1号特定技能外国人は、通算で5年まで働くことができます。
5年間継続して雇用することも、繁忙期のみ通算5年間雇用することも可能です。
なお、特定技能2号には、就業期間の上限はありません。

＜通算5年の雇用パターンの一例＞



※特定技能外国人は、雇用契約を結んだ受入れ機関での雇用期間終了後に、別の受入れ機関と雇用契約を結び働くこと（転職）も可能です（例2）。

（ただし、新たに在留資格変更許可を受けなければ、別の受入れ機関で就労することはできません。）

※特定技能1号では、1年、6月又は4月の在留期間が付与され、更新手続きが必要です。

※特定技能1号の雇用通算期間には、みなし再入国による出国期間も含まれます。

業務区分「漁業」の場合

漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保 など

業務区分「養殖業」の場合

養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫（穫）・処理、安全衛生の確保 など



特定技能は、漁労作業や養殖作業の技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格なので、漁業又は養殖業以外の業務に従事させることはできません。

ただし、漁業又は養殖業に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務については、特定技能外国人でも随時的に従事することが認められています。

業務区分「漁業」の場合の関連業務例

- ・ 漁具・漁労機械の点検・換装
- ・ 船体の補修・清掃
- ・ 魚倉、漁具保管庫、番屋の清掃
- ・ 漁船への餌、氷、燃油、食材、日用品その他の操業・生活資材の仕込・積込
- ・ 出漁に係る炊事・賄い
- ・ 採捕した水産動植物の生質における蓄養その他付随的な養殖
- ・ 自家生産物の運搬・陳列・販売
- ・ 自家生産物又は当該生産に伴う副産物を原料又は材料の一部として使用する製造・加工及び当該製造物・加工物の運搬・陳列・販売
- ・ 魚市場・陸揚港での漁獲物の選別・仕分け
- ・ 体験型漁業の際に乗客が行う水産動植物の採捕の補助
- ・ 社内外における研修 など

業務区分「養殖業」の場合の関連業務例

- ・ 漁具・漁労機械の点検・換装
- ・ 船体の補修・清掃
- ・ 魚倉、漁具保管庫、番屋の清掃
- ・ 漁船への餌、氷、燃油、食材、日用品その他の操業・生活資材の仕込・積込
- ・ 養殖用の機械・設備・器工具等の清掃・消毒・管理・保守
- ・ 鳥獣に対する駆除、追払、防護ネット・テグス張り等の養殖場における食害防止
- ・ 養殖水産動植物の餌となる水産動植物や養殖用稚魚の採捕その他付随的な漁業
- ・ 自家生産物の運搬・陳列・販売
- ・ 自家生産物又は当該生産に伴う副産物を原料又は材料の一部として使用する製造・加工及び当該製造物・加工物の運搬・陳列・販売
- ・ 魚市場・陸揚港での漁獲物の選別・仕分け
- ・ 体験型漁業の際に乗客が行う水産動植物の採捕の補助
- ・ 社内外における研修 など



運用要領別冊 第1

特定技能外国人受入れまでのプロセス

➤ 1号特定技能外国人を受け入れるプロセスには、大きく分けて、以下の3つのステップがあります。

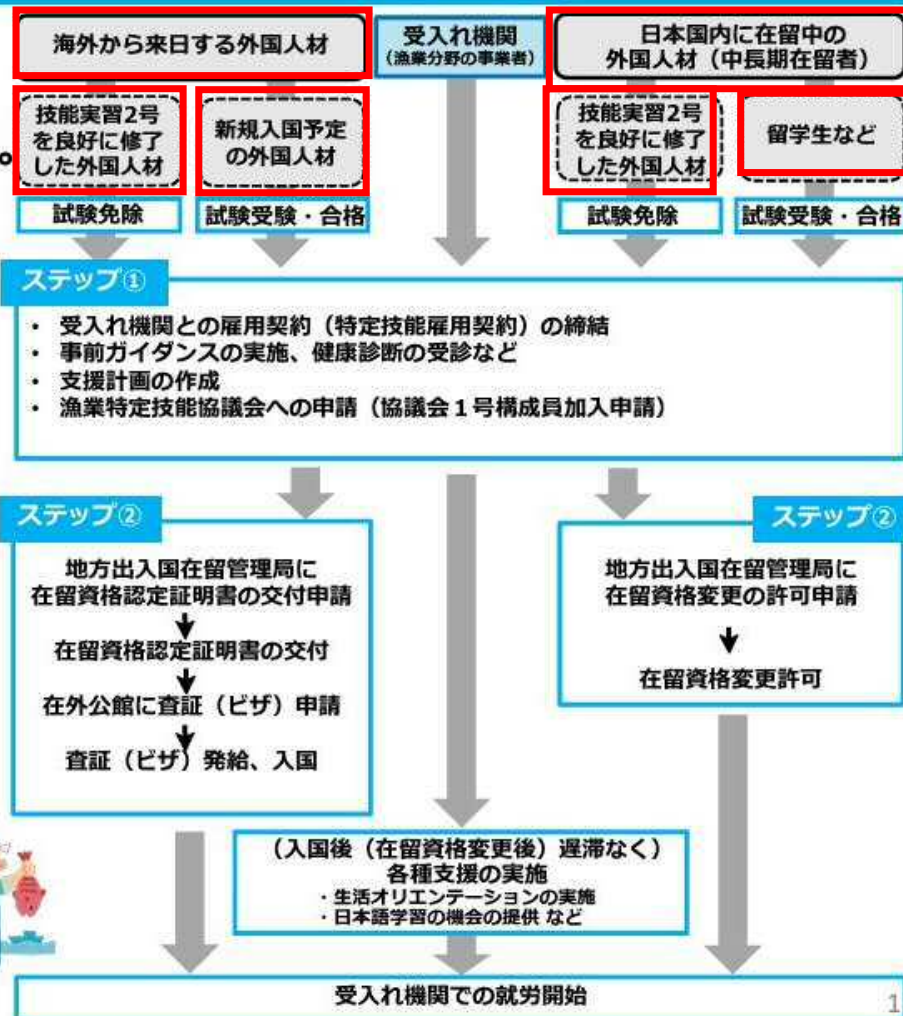
✓ ステップ①

雇用契約の締結 (13ページ参照)
 支援計画の作成 (14ページ参照)
 漁業特定技能協議会への申請
 ※既に協議会に加入している場合は申請不要 (17ページ参照)

✓ ステップ②

地方出入国在留管理局への申請

➤ 2号特定技能外国人を受け入れる場合には、事前ガイダンスの実施や支援計画の作成など、一部の手続きが不要となります。



出入国在留管理庁資料

https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri10_00002.html

➤ **特定技能外国人との雇用契約では、以下の基準を満たす必要があります。**

- ① 特定技能外国人を技能を要する作業（11ページ参照）に従事させるものであること
- ② 所定労働時間が、同じ受入れ機関に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同等であること
- ③ 報酬額が日本人が従事する場合の額と同等以上であること⁺
- ④ 外国人であることを理由として報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的な取扱いをしていないこと
- ⑤ 一時帰国を希望した場合、休暇を取得させるものとしていること
- ⑥ 労働者派遣の対象とする場合、派遣先や派遣期間が定められていること
- ⑦ 特定技能外国人が帰国旅費を負担できないときは、受入れ機関が負担するとともに契約終了後の出国が円滑にされるよう必要な措置を講ずることとしていること
- ⑧ 受入れ機関が特定技能外国人の健康の状況その他の生活の状況を把握するために必要な措置を講ずることとしていること

※ 特定技能外国人はフルタイムで業務に従事することが求められますので、複数の企業が同一の特定技能外国人を受け入れることはできません。

⁺ 受入れ機関に特定技能外国人と同じ業務に従事する日本人がいない場合における報酬額の設定について

- ① 受入れ機関に賃金規定がある場合には、賃金規定に基づいて設定する。
- ② 賃金規定がない場合であって、同等の業務に従事する日本人労働者はいないものの、特定技能外国人が従事する業務と近い業務等を担う業務に従事する日本人労働者がいるときは、当該日本人労働者の役職や責任の程度を踏まえた上で、特定技能外国人との報酬差が合理的に説明可能か、年齢及び経験年数を比較しても報酬額が妥当かなどを検討して設定する。



➤ 受入れ機関（漁業分野の事業者）が1号特定技能外国人を雇用する場合、下記10項目を含めた「支援計画」を事前に作成し、この計画に基づいて支援を行う必要があります。

①事前ガイダンス

労働条件・業務内容・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



②出入国する際の送迎

- ・空港から事務所・住居への送迎（入国時）
- ・空港の保安検査場までの送迎・同行（帰国時）



③住居確保・生活に必要な契約支援

- ・連帯保証人になる、社宅の提供等
- ・銀行口座の開設、携帯電話やライフラインの契約等の補助



④生活オリエンテーション

生活のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



⑤公的手続等への同行

住居地の市役所等への社会保障・税関連の手續の同行、書類作成の補助



⑥日本語学習の機会の提供

日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



⑦相談・苦情への対応

職場や生活上の相談・苦情について、母国語での対応や必要な助言・指導等



⑧日本人との交流促進

地域住民の交流の場や行事の案内、参加の補助等



⑨転職支援（※受入れ側の都合の場合）

転職先探しの補助や推薦状の作成、必要な行政手続き情報の提供、求職活動時の有給休暇の付与



⑩定期面談、行政機関への通報

支援責任者等による3か月に1回以上の面談、問題把握時の各種行政機関への通報



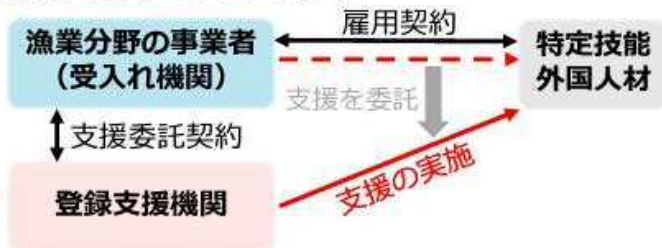
特定技能外国人への支援は、受入れ機関（漁業分野の事業者）自身で行うほか、「登録支援機関」に委託することもできます。

「登録支援機関」とは

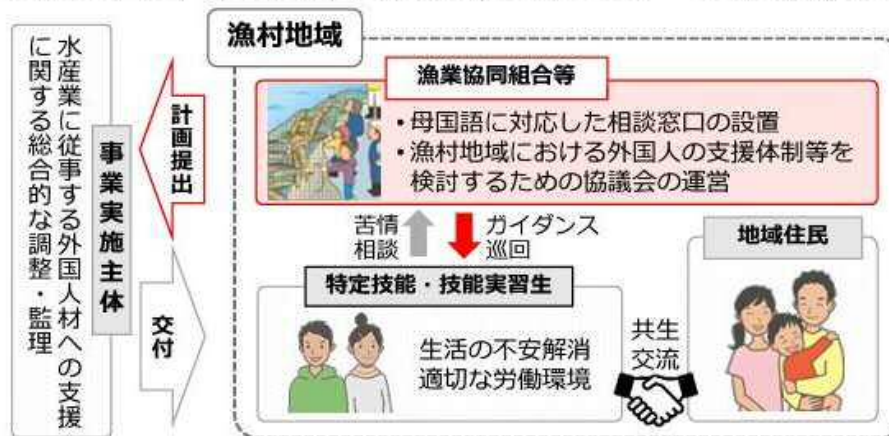
➤ 受入れ機関（漁業分野の事業者）との支援委託契約により、受入れ機関が策定した支援計画に基づいて、外国人材への支援を行う者のことです。

- ✓ 受入れ機関の所在する地域の漁業協同組合や漁業協同組合連合会が、登録支援機関になっていただくことが望ましいですが、上記以外の登録支援機関を活用することも可能です。

!! 登録支援機関に支援を委託するにあたっては、適切に登録支援業務を行い得る者であるかどうかの見極めが重要です。



💡 漁業協同組合等が登録支援機関となる場合は、当該機関が行う相談窓口の設置、生活ガイダンスの開催、巡回指導等の支援事業に対して、一定の助成が受けられます。



漁業分野に対応した登録支援機関はどれくらいありますか？

登録支援機関は、固有の分野に特化したものとして登録がなされているわけではありません。法務省HPにおいて、登録支援機関の一覧が掲載されており、例えば、所在地や対応可能言語などで、登録支援機関を検索することができます。

https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri07_00205.html

🔍 外国人材受入総合支援事業（詳しくは、水産庁漁政部企画課 03-6744-2340までお問い合わせください。）

「漁業特定技能協議会」とは

- 漁業分野における特定技能制度の適切な運用を図るために、水産庁が設けた協議会で、受入れ機関（漁業分野の事業者）、業界団体、制度所管省庁等から構成されます。

特定技能外国人を受け入れるためには、協議会の1号構成員になる必要があります。



運用方針5、漁業特定技能協議会運営要領（漁業特定技能協議会決定第1号）

協議会決定事項（申し合わせ含む）は、**各構成員が遵守しなければならない取り決め**です。守らなければ**協議会から除名される可能性があります**。



漁業特定技能協議会運営要領 第10条、漁業特定技能資格取扱要領第4条※詳細は次ページ

➤ 業務区分「漁業」での決定事項（漁業分科会決定事項）

- ✓ **特定技能外国人材の安全性の確保**（漁業特定技能協議会・漁業分科会決定第2号）
 - ➡ 漁船事故を防止するため、受入れ機関（漁業事業者）を含む漁業分科会構成員は、特定技能外国人材に対し、安全に関する指導及び教育を行うこと。
- ✓ **特定技能所属機関による外国人材の配乗人数**
 - ➡ 漁船一隻あたり、技能実習生と1号特定技能外国人の合計人数が、それ以外の乗組員の人数の範囲内を目安とすること（日本人乗組員の人数 $\geq$ 技能実習生 + 1号特定技能外国人の人数）。
- ✓ **特定技能外国人材等の配乗人数の報告**
 - ➡ 受入れ機関（漁業事業者）は、所属する業界団体に対し、自らが運航する漁船の配乗状況を定期的に報告すること。
- ✓ **特定技能所属機関による外国人材の引き抜き防止**
 - ➡ 外国人材本人の意向や技能実習2号受入れ経営体による継続雇用の意向を尊重し、他地域及び他の漁業種類で雇用されている外国人材の積極的な引き抜き雇用を自粛すること。



漁業特定技能協議会・漁業分科会 決定事項 <http://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/gyogyoubunkakai.html>

➤ 業務区分「養殖業」での決定事項（養殖業分科会決定事項）

✓ 就業規則の整備の促進

- ➡ 受入れ機関（養殖業事業者）は、実情に応じた就業規則を作成し、日本人と同等の賃金水準及び労働時間等の適正な就業規則を適用すること。

✓ 特定技能外国人の受入りに係る人権上の問題及びその他の不正行為に対する横断的な予防措置

- ➡ 受入れ機関（養殖業事業者）は、雇用する特定技能外国人材に事件・事故、行方不明、離職等が発生した場合に所属の2号構成員を通じて報告するとともに、経過や再発防止策等を報告すること。

✓ 特定技能所属機関による外国人材の引き抜き防止

- ➡ 外国人材本人の意向や技能実習2号受入れ経営体による継続雇用の意向を尊重し、他地域及び他の漁業種類で雇用されている外国人材の積極的な引き抜き雇用を自粛すること。

※協議会除名関連規定（前ページ参照）

漁業特定技能協議会運営要領

第10条（除名）

- 協議会は次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、協議会の決議により当該構成員を除名することができる。
- 一 構成員となった者が停止又は取消しによりその資格を失ったとき。
 - 二 前号のほか、除名すべき正当な理由があるとき。

漁業特定技能協議会構成員資格取扱要領

第4条（資格の停止又は取消し）

- 前2条に定めるほか、運営要領第2号第3号に規定する構成員資格の確認について、次のとおり行うものとする。
- 一 (略)
 - 二 構成員が次に該当すると認められるときは、協議会の決議により、資格の停止、取り消しその他必要な処分を行う。
 - イ 第1条に規定する基準に適合しないとき
 - ロ 不正の手段
 - ハ 出入国、労働又は技能実習に関する法令に関し不正又は不当な行為をしたとき
 - ニ 協議会の運営を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき
 - ホ 漁業における外国人受入れへの信用又は品位をい貶める行為をしたとき
 - ヘ その他協議会の構成員として不適格であるとき
 - 三 (略)



漁業特定技能協議会・養殖業分科会 決定事項

<http://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/yousyokugyoubunkakai.html>

「特定技能2号」になるためには

➤ 「特定技能2号」で外国人材を受け入れる場合、受け入れる外国人材は下記の条件を全て満たす必要があります。

✓ 2号漁業技能測定試験の合格

👉「漁業」と「養殖業」の2つの試験区分があります。※試験実施予定は、水産庁HP等にて公表します。

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/tokuteiginou.html>

✓ 日本語能力試験（JLPT）N3以上の合格

✓ 漁業 又は 養殖業の実務経験

「漁業」の場合

漁船法上の登録を受けた漁船において、操業を指揮監督する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者としての実務経験を2年以上有すること。

「養殖業」の場合

漁業法及び内水面の振興に関する法律に基づき行われる養殖業の現場において、養殖を管理する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者としての実務経験を2年以上有すること。

※実務経験には、特定技能1号での経験は含まれますが、技能等の習得が目的とされる技能実習での経験は含まれません。

🔍 運用要領 第1

➤ 上記の条件を満たした上で、P.12のステップ①～②の順に手続きを行ってください。

✓ 特定技能2号では、ステップ①の“事前ガイダンス”及び“支援計画の作成”は不要となります。

5.外国人に長く 働いてもらうための留意点

検討：仕事と技能

どんな仕事をさせるか？ 必要な技能は？ ➡ 漁業・養殖業 初心者？ 熟練？ 指導者？



検討：経営と将来（育成）

必要なポジションと将来像



➡ 数年で帰国？ 育成して中心的役割？

検討：ビザ（外国人）

外国人の在留資格と手続き



➡ 技能実習生？ 特定技能？

検討：お金

外国人を採用するときにかかる費用
外国人を採用した後、月々かかる費用



➡ 日本人と同等以上の給与
渡航費用
海外の機関への支払い
管理団体登録支援機関への支払い

検討：受入体制

教育・言語・生活支援



➡ 仕事のため・勤続のため
技能と日本語の教育
生活支援
日本人社員の理解



外国人の雇用

愛媛県南予
技能実習生の受入れ事例

南予の海実習生奮闘



南予の海実習生奮闘

経験積み漁の力に

現場に活気地域になじむ

育成就労へ制度転換

育成就労へ制度転換

令和6年6月9日 愛媛新聞

特定技能外国人の生活支援



生活オリエンテーション（ゆづき行政書士事務所支援）

日本語学習（ゆづき行政書士事務所支援）



5.番外編

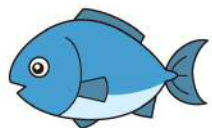
技能実習・特定技能以外

他の在留資格の外国人について

技能実習または特定技能以外の仕事ができる在留資格

外国人を雇用するときには確認が必要

不正就労には気を付けましょう！ 事業主も処罰の対象になります。



就労制限なし : 身分系の在留資格
(特別永住者, 永住者, 定住者, 永住者の配偶者等, 日本人の配偶者等)



資格外活動許可を取得すれば就労可能 : 家族滞在, 留学生

※**資格外活動許可**で仕事ができる時間数に注意

在留カードの見方

外国人が「働きたい」と申し出たときなど、必ず確認してください。

表

日本国政府 在留カード
GOVERNMENT OF JAPAN RESIDENCE CARD
氏名 TURNER ELIZABETH
NAME
生年月日 1985年12月31日 性別 女 F 国籍・地域 米国
DATE OF BIRTH Y M D SEX NATIONALITY/REGION
住居地 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号霞が関ハイツ202号
ADDRESS
在留資格 留学
STATUS Student
就労制限の有無 就労不可
在留期間(満了日) 4年3月(2023年07月01日)
PERIOD OF STAY (DATE OF EXPIRATION) Y M D
許可の種類 在留期間更新許可(東京出入国在留管理局長) MOJ
許可年月日 2019年04月01日 交付年月日 2019年04月01日
このカードは 2023年07月01日まで有効です。 出入国在留管理庁長官
見本・SAMPLE

裏

住居地記載欄
届出年月日 住居地 記載者印
2019年4月1日 東京都港区港南5丁目5番30号 東京都港区長
資格外活動許可欄 在留期間更新等許可申請欄
許可: 原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く 在留資格変更許可申請中

就労不可：原則雇用はできませんが。。。 ➡ 資格外許可 「原則週28時間以内」

在留カードの番号が失効していないか確認できます。

在留カード等番号失効情報照会 <https://lapse-immi.moj.go.jp/>

24



ありがとうございました

第26回「えひめ水産業WEBセミナー」

セミナー閉会

本日は、ご参加・ご視聴頂きまして誠にありがとうございました。

次回セミナーのご案内 日 時：令和6年9月10日（火）15：00～16：30

テーマ：「人材確保の事例について」

講師：中小企業診断士 扇山 光一 氏

セミナーは、愛媛県信漁連ホームページ（オンラインセミナー）からお申込み頂けます。

皆様のご参加をお待ちしております。

（主催：愛媛県信用漁業協同組合連合会）